

一般社団法人日本看護系大学協議会 看護実践能力評価基準検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条及び第9条に基づき、看護実践能力評価基準検討委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護実践能力評価における評価項目作成および評価方法検討のために看護実践能力評価基準検討委員会を設置する。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）看護実践能力評価のための評価項目および基準の作成に関すること
- （2）看護実践能力評価のための評価方法の検討に関すること
- （3）看護実践能力評価のための評価項目および評価方法に関する検討会、研修会の企画に関すること
- （4）その他看護実践能力評価に関する重要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、2023年5月12日より施行する。